

伊方訴訟ニュース

第 82 号

1980 年 6 月 20 日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-15第1神明ビル
藤田法律事務所内Tel 06-363-2112, 口座大阪48780)

控訴審第7回公判

被告国側準備書面も提出できず

法廷を圧する原告住民側の正論と気迫

6月10日、いつものように早朝から、高松の支援する会の人たちを中心に裁判所玄関前に列ができ、到着した現地の人たちを暖かく迎え入れる。開廷前には、交流・激励集会を終えた各地からの支援者で、玄関前はひとしきりにぎやかになる。京都から来られた中尾ハジメさんの顔も見える。

予定通り午前10時30分開廷。交替した宮本裁判長、右陪席の上野裁判官(これまで左陪席だった人)、それに新任の山脇裁判官が左陪席として、それぞれ席につく。宮本裁判長は前任者と対象的に、小太りで、ゆったりとした感じを与える。原告・弁護団席は、これまでより一列増え、最前列は証言台にくっつき、被告代理人席とは、文字通り指呼の間にあり、両者の意気込の差が、机の配列にあらわれているといった光景。傍聴席にも、国側の応援団はなく、被告代理人たちも、さぞ座り心地が悪かったであろう。

最初は裁判官交替時に行われる弁論更新。ふつうの法廷では、「双方、これまで通りでよろしいですか」と裁判長が云って終る行事だが、原告・住民側は、これまでと同じように、口頭による陳述を要求し、国側も、これに応ずると答え、まず原告側から始まる。

矢野さんはじめ5人の原告、続いて、藤田弁護士はじめ9人の代理人が、つきつきと立ち、現地住民の実情や不安、一審柏木判決の不当さ、さらには、スリーマイル島原発事故の意味すること、などを裁判官たちに訴える。昼の休けいをはさんで約2時間半、冷房の入っていないムシ風呂のような法廷の中で、傍聴者はもとより報道関係者たちも、内容豊かな陳述に聞入る。裁判官たちも、引用された準備書面の頁を探したりしながら、時には聞き入り、時には、このような大裁判にぶつかったことに思いをめぐらせているようにも見える。(弁論更新の陳述内容は、本号以下に連載予定)

午後3時から始まった被告側の弁論更新は、岩淵検事と通産省の吉沢氏が担当し、約30分で終る。岩淵検事は法律論を中心に、原告適格性、裁量処分、安全審査の対象と性格、など、これまでの国側の主張をくり返す。しかし、裁判所を恫喝するようないつもの調子はなく、問題点を羅列的にあげるだけで、迫力はゼロ。技術問題担当の吉沢氏に至っては、昨年6月に提出したスリーマイル島原発事故に関する準備書面を、その後判明した数々の事実にも全くふれないままに、文字通り、棒

読みして終るといふほどの。スリーマイル島原発事故が、我が国の推進派に与えた衝撃の大きさを、いまさらのように、法廷内の人たちに思い知らせる光景であった。

双方の弁論更新が終り、原告・住民側が当日提出した準備書面(5)の陳述に入る。控訴審の冒頭に出された準備書面(1)を補うもので、柏木判決のデタラメさを、多くの事項ごとに、徹底的に暴露した内容である。合計152頁にも及ぶ全内容の陳述は時間的にも不可能なので、その書面の位置づけ、内容の基本的な特徴、いくつかの問題点などを、畑村、井門、菊池、熊野の4弁護士が説明した。(この準備書面の内容も、逐次、「訴訟ニュース」紙面に紹介する予定)

最後は、原告側から証人の申請が行われた。それに先立って仲田弁護士は、岩淵検事が次回までに原告側準備書面に反論すると約束したことにふれ、つぎのように針をさした。「原告の適格性を云云するが、この訴訟の初めには、この裁判を安全宣伝の場にしたいと云っていたことを忘れないように。また、スリーマイル島原発との差異を云云するが、一番で1000炉年も無事故、と云い立てていた時には、スリーマイル島原発やその同型炉も含めていたではないか。こうしたことについて次の書面ではっきり答えてほしい」と。

原告住民側から申請された証人は、別項に記載しておいた18人の人たちである。なお、米国からの2証人(とくに放射線の影響についての)についても目下交渉中で、次回に追加申請する予定とのこと。

原告側は、次回から、藤本証人を最初に、証人調べに入ってほしいと強く要請した。しかし裁判長は、国側の書面を見た上で、と留

保し、次回を10月9日と定めて閉廷した。なお国側は、裁判の進め方について意見書を提出すると予告した。

閉廷後の総括集会では、新たに弁護団に加わった菊池、水島両弁護士が紹介され、時間かせぎのために引き延し戦術に出ている被告国側を、さらに追及することを確認。なお住民・支援グループは、その後四電本社に行き、不法な3号炉申入れに強く抗議した。

(Q)

申請した証人

○ 藤本 陽一

早稲田大学理工学研究所教授
原子核物理学専攻

立証事項：原子力発電所の危険性と発生する事故、スリーマイルアイランド原発事故は必然であったこと、および原判決の科学についての無知故の明らかな誤り。

○ 久米 三四郎

大阪大学理学部講師
核化学専攻

立証事項：スリーマイルアイランド原発事故に現われた伊方原子力発電所の構造的工学的欠陥と原判決の誤り。

○ 川野 真治・

京都大学原子炉実験所助手
原子炉工学専攻

立証事項：スリーマイルアイランド原発事故と蒸気発生器との関係および原判決の誤り。

○ 佐藤 進

京都大学工学部教授
機械工学専攻

立証事項：原判決後も続出する蒸気発生

器事故の態様とその原因，スリーマイルアイランド原発事故の位置づけおよび原判決の誤り。

○ 槌田 劭

京都清華大学教員（教授）

金属工学・工業化社会論専攻

立証事項：燃料棒構造の脆弱性と燃料破損の必然性，スリーマイルアイランド原発事故と燃料棒の挙動および原判決の誤り。

○ 柴田 俊 忍

京都大学工学部助教授

機械工学専攻

立証事項：一次冷却材喪失事故の態様と原因，その必然性および原判決の誤り，ならびに事故時における住民避難の問題点。

○ 海老沢 徹

京都大学原子炉実験所助手

原子炉物理専攻

立証事項：ECCSの事故災害抑制装置の欠陥，スリーマイルアイランド原発事故でのECCSおよび原判決の誤り。

○ 小島 丈 児

広島大学名誉教授

地質学専攻

立証事項：伊方原子力発電所敷地地盤の脆弱性および原判決の誤り。

○ 萩野 晃 也

京都大学工学部助手

原子核工学専攻

立証事項：伊方原子力発電所の耐震設計の問題点，スリーマイルアイランド原発事故現地調査によって明らかとなった事実および原判決の誤り。

○ 堀江 邦 夫

ルポライター

立証事項：原子力発電所に作業員として体験的に従事したことによる原発内における放射線管理の杜撰さ，作業員が極めて非人間的な管理下におかれていることおよび労働者被曝の実態。

○ 宇井 純

東京大学工学部助手

公害論専攻

立証事項：我国における公害の歴史からみた原子力発電所および原判決の誤り。

○ 槌田 敦

理化学研究所研究員

資源物理学専攻

立証事項：デタラメな原判決，原子力発電と軍需産業，および電力にとっては全く役に立たない原子力発電。

○ 室田 武

一橋大学経済学部助教授

数理経済学専攻

立証事故：経済学からみた原子力発電の破綻およびスリーマイルアイランド原発事故と経済学。

○ 瀬尾 健

京都大学原子炉実験所助手

放射線計測学専攻

立証事項：伊方原子力発電所における炉心溶融の必然とその災害評価，およびスリーマイルアイランド原発事故の災害評価。

○ 小出 裕 章

京都大学原子炉実験所助手

原子核工学専攻

立証事項：伊方原子力発電所におけるECCSの欠陥，伊方原子力発電所におけるLOCA解析の問題点およびスリーマイルアイランド原発事故と原発事故の確率。

○市川定夫

埼玉大学教授
放射線遺伝学専攻

立証事項：伊方原子力発電所における放出放射能の評価、放射線の人体に及ぼす被害、スリーマイルアイランド原発事故における住民への影響および原判決の誤り。

○水口憲哉

東京水産大学助教授
水産学専攻

立証事項：伊方原子力発電所温排水による生態系破壊および同原子力発電所の瀬戸内海に対する影響。

○星野芳郎

科学評論家
科学技術論専攻

立証事項：科学技術論から見た原子力発電の問題点、スリーマイルアイランド原発事故は控訴人らの予感したとおりであること、および原判決の余りにも無定見なこと。

控訴審原告側弁論更新記録（その1）

矢野原告 私は伊方原発は欠陥炉であると思っております。もう今までに6回事故を起しました。5回目の事故は4つの事故が重なった複合事故でありました。スリーマイルの原発と伊方の原発とは、全く同型の原発で、いつ事故が起るか分らない、と云うてよいと思っております。

私が訴えたいことは、国、県、四電、それに伊方町も、伊方原発を欠陥炉であると認めているということであります。ことしのはじめ、国と県と四電とで、伊方町で防災計画というものを作りました。10年前には、原発は絶対安全だから防災計画はいらんと云うておりました。それが今度は防災計画を作り、伊方原発の周辺の2市7町、人口およそ20万であります。この区域を危険区域と指定して防災計画区域と致しました。この防災計画書には、もし伊方原発が大きな事故を起したら、住民は逃げよと書いてあります。伊方町の住民は八幡浜市に、保内町は大洲へ、瀬戸町の住民は三崎へ、その他の住民は家の中に待機しておれと書いてあります。

この防災計画が発表されてから、地元住民は、実際、うんざりと云いますか不安と云いますか。10年前には絶対安全と云うたのに、絶対安全じゃないからこういう計画を作ったんだろう。これはどういうことなら、というのが地元住民みんなの気持ちであります。

また去年7月、政府から説明官が伊方に来て、70人ぐらい集めて説明されました時に、「もう原発は絶対安全とは云えん。ほとんど安全だと思うが」とおっしゃった。

それからもう一つ、伊方町にはビジターハウスという展示館がありますが、その説明員が、「スリーマイルの事故が起ってから原発が安全であるという神話は崩れました」と、そう説明しております。

ここに並んでおられる被告の弁護人は、まだ最初の通りに、原発は安全じゃと云うておられますけれども、もう現地では、原発は安全だという者はありません。政府も、四国電力も云いません。

ここにおる国側の代表も、原発は危険なりという前提で裁判をやっていただきたい。そ

四国電力は口を開けば、我々には常に、日本の国は法律を守る国、法治国家であると言っております。そう云っている者が無法なことをやってきたというのが事実でございます。3号炉でも、安全協定ではやれないことがはっきりしておりますのに、しやにむに一方的にやってきておるのです。

こうしたことは何も今に始ったことではありません。私たちはそういう不法、無法を追及する、正しい判断をしてもらうために、止むなく裁判に持ち出しているということを御理解いただきたいと思ひます。

浪下原告 私は11年間原発に対する闘いを続けてきている者であります。

国や県は「海は大丈夫だ」と、たびたび云ってきております。しかし、もう海は死んでしまっておるという状態であります。

ここにあるのは昭和52年10月3日の愛媛新聞であります。が、「原発温排水でアワビサザエなど死亡。東京水産大学水口憲哉助教授学会発表。漁業と原発とは両立せず。」と書かれています。

もう一つの事実を裁判長殿にお伝えしておきたい。昭和53年5月28日午後7時30分、私が松山行のバスに八幡浜から乗りましたが、乗り合せた亀浦の山内つよしという人が、はっきり云うておりました。亀浦、伊方越周辺のサザエを10とると9つまでカラばかり。1つにはミがあると思つて逆さになると、ずるっと抜ける状態で、みな死んでしまつておる、と。

裁判長。漁民は海を財産として毎日の生活をやっております。こういう状態でどうして生活できるでしょうか。これらの問題も新しい裁判官殿が検討されるようお願いしておき

ます。

寺岡原告 私は保内町で魚屋を営んでおります。私が一番云いたいことは、四電、そして国も、原発は絶対安全と云っておりますが、もしそうだったら、高松とか、三島、川之江といった、電力を一番使うところに建ててほしい、ということです。田舎の少数の人間であるから、百姓やから、実験台に使うもええというやり方はしてほしくないのです。

もしスリーマイルのような事故が起つた時のことを考えると、私たち魚屋や百姓をやっている者は、毎日安心してねむれんです。また四電の今までのやり方は、事故が起るたびに県や町への通報が遅れている。何か隠してやろうという四電のやり方は、目に余るものがあります。

私たち魚屋は、スリーマイルのような時に汚染した魚をどうして見分けるのか、また、百姓はミカンや作物をどうして見分けるのか、などを考えて毎日暮していますが、安心して生活できないわけです。どうか私たちが、毎日を安心して暮せるように、裁判長の御処置をお願いしたいと思います。

藤田弁護士 この伊方行政訴訟の第1回口頭弁論は、昭和53年10月27日に開始されたことを昨日のように覚えております。そして本日7回目が行われているわけです。4月の異動ということで、2名の裁判官が交替され、席についておられるわけです。

いうまでもなくこの裁判では、伊方の原発の安全性が安全審査の際に確認され、原子炉等規制法24条1項4号にある「災害防止上支障のないものである」ということが云えるのかどうか、ということが問題の中心であります。そうした問題の解明には、工学的、遺

伝学的、それから、地質、地震、エコロジー等、各論点がきわめて多数にわたっている、ということも、すでにご承知であろうかと思えます。

これらの論点の理解ということは、私どもないしは被告の代理人ら、必ずしも技術的専門家でない者が裁判を進めて参っておりますので、裁判所でも決して困難なものだとは考えておりません。しかし裁判所としては、各当事者の口頭弁論、文書による主張、それから証拠、と、相当時間をかけた綿密な検討のあとに、こうした問題の現実の姿が御理解いただけるものであるということも事実であります。

裁判官の交替ということは、現在の裁判制度の中では避けられないものであるということ、それなりに理解できないわけではございません。しかし、本件のような複雑な多岐にわたる内容をもってある裁判で、こんごとも、しばしば交替が行われるということがありとしましたら、原告はもちろん国民としては、裁判制度全体に対するあり方を疑わざるを得ないと思っております。こんごけて、安易な裁判所の交替をくり返されることの無いよう、強く望んでいます。

特にこのようなことを強調致しますのは、原審における苦い経験があるからです。原審においては、実質的に全部の証拠調べに立合っておられた村上裁判官が、口頭弁論終結の年の3月に、突如、陪席のおひとりと共に替わられるという事態が起ったわけです。そしてそのあと着任された裁判長は、おからだの調子が悪いということで、2回ほど口頭弁論期日を流してしまわれるということがありました。裁判所に対する不信が全国的に高まる

中で、最高裁の配慮で、柏木裁判長の着任と陪席裁判官の復帰によって裁判が再開されたということがありました。

そして結局、替わられた柏木裁判長の下で、従前の証拠調べ、証人調べの結果を全く無視して、ただ単に、被告や四電の云うなりに、裁判所は相当とするんだという結論部分をつけただけの、オウム返しのリコピー判決が出、我々は非常に憤ったわけでありました。

そういう苦い経験から、どうしても、証拠調べにつぶさに立合った裁判官に、最後まで責任をもって判決をしていただきたいと、強く望んでいるわけでありました。

第一回口頭弁論の際、原判決に対する不服理由の主要な点についての準備書面を提出し、それに対する被告の、形式的な全く無内容な応答がなされる、という風に経過しておりますところに、昨年3月28日、スリーマイルの事故が起ったわけでありました。

私たちは、スリーマイルで起ったような事故が起るということは、つとに世界に先がけて、伊方の原審において主張しておったのです。しかし被告は、「そういったことは絶対にあり得ない。そんなことを想定するのは馬鹿げておる。想定不適當だ」という主張で応じたわけです。

しかし現実には、敷地の広さをきめるために、ただ観念的に想定したとされていた仮想事故の、15倍もの放射能が外に出たのです。米大統領の調査委員会、ケメニー委員会は、スリーマイル事故は周辺住民にとって大きなものでなかったという印象を与えるために、その資料等もきわめて不公正な形で集められたことは今日では明らかになっていますが、その委員会さえ、15倍もの流出を認めざる

を得なかったのであります。

こういう事故が現実には起ったという一事をとってみましても、被告の主張の破たん、原判決の誤りは明確になっています。そして、我々がスリーマイル島事故についてまとめた控訴人準備書面(4)を、本年1月にここで陳述致しました。いかにスリーマイルの事故が被告にとって大きな衝撃であったか、ということは、本日に至るも被告の応答の書面が出てきていないということでも明確であります。書けないんです、被告は。

私たちは、スリーマイルであらわれた原判決の問題点だけでなく、それ以外につきましても、その後の我が国の原発が起す事故の状況などを通して具体的に解明され、本件安全審査の誤りが明らかになっている中で、本日、18名にのぼる証人申請をしたわけです。

私たちは、現実に伊方原発が運転されている中で、被告が日を送って引き延そうとしているのにつき合っている余裕はないわけです。私たちは、裁判所が速やかにこれらの証人を採用され、証人調べに入られることで、真実を御自分の目や耳でつかまれることを望んでいます。

スリーマイルの事故を隠すために、その体質を掘り下げないまま、エネルギー危機だとか、原発の必要性だとかいうことが、声高になってきています。そうした政治的な社会的な圧力に負けずに、裁判所の良心に基いて、真実のみに基いて、この裁判が進められましたら、原判決が取り消されない筈はないという確信が、ますます強固になっています。正しい裁判を後世に残していただくよう、ここをお願いする次第です。

仲田弁護士 昭和53年4月25日に、

松山地裁は本件の判決を下しましたが、この判決は、司法の名を放棄したきわめて政治的なものと断じざるを得ないのであります。原告ら住民の人命を軽視し、健康を無視したというものであります。そして、政府、大企業の無謀なエネルギー政策を無批判に絶対としたものであります。以下二、三点にわたって原判決を批判し、他の代理人につなげたいと思います。

こういった政治的な判決をするについて、原審は、民事訴訟法そのものまで無視してしまっているということでもあります。それは一つには、お互いの主張があり、争いがあるのに、証拠がないのに国側の主張を認めてしまっているということです。これは替わられた裁判長でも、判決をお読みいただければお分りになると思います。

それから、第二の例について。先程も出ました仮想事故において、炉心溶融が起きるかどうかが原審において問題になりました。国の方は炉心溶融は起らないと云ったのです。ところが、ややこしい云い方をしています。「炉心溶融は起らないけれども、炉心溶融した場合と同じだけの放射能が圧力容器から出て格納容器に出る」という云い方をしているのです。国側の内田証人によれば、最後の砦である格納容器によって放射能は押えられ環境に出ない、と。我々は時間をかけ、内田証人に再三にわたって確かめたところ、そういうわけの分らないことを云っているということが分ったわけです。

ところが原判決は、こともあろうに、国側の意向さえ無視して、炉心溶融は起ってしまう、しかし安全なんだ、環境に放射能は出ないと云っているのです。この誤りは誰の目に

も、どの科学者、ちよっと勉強した者にも分ることなんです。つまり、炉心溶融が起ってしまえば、圧力容器、さらに格納容器も溶け、放射能を野積みしたのと同じことになるのです。そうなれば、周囲何百キロにわたって放射能が飛び散り、それこそ大変なことになる。我々は常に主張していますが、伊方原発が1年間運転すると、長崎型原爆数10発分のプルトニウムと、広島型数100発分の死の灰ができます。ですから、炉心が溶融してそれが野積みになったら、どういふ被害が起るかということは当然わかるわけなんです。ところが原審の3人の裁判官は、そのことを全く理解していない。

それから、国側の証人について一言云っておきます。国側が、トリチウム、放射性物質の一種ですが、その専門家であるとして、黒川さんという人を証人に立てました。私の方も、どうやって尋問していいかささん迷いました。そして恐る恐るこう聞いてみました。「トリチウムの半減期はいくらなんですか」と。ところがトリチウムの専門家と名乗って、トリチウムについて著書があるという黒川さんが答えられないんですね。ど忘れじゃないんです。何度も聞いてみました。

そのあと、他の代理人が、やはり黒川さんに対して尋問を続けました。そうすると黒川さんが、松山地裁の証言台につつぶせてしまった。そして当時の松山地裁の裁判長から、「黒川さんおからだが悪いんでしょうか」と云われた。こういう証人の証言を原判決は採用してしまった。そして国側が申請した証人、専門家について、原告代理人が尋問して不利な証言が出てしまいますね。そうすると、その証言を信用できないとしてしまうのです。

ところがどの書物を見ても、その不利な証言は事実なのです。

だから原審の裁判所は、そういうような芸当を用いて原告らをばっさりと切ってしまったという、まさに政治的なことをやってしまったのです。

また原審の裁判所は、安全性の考え方について、こう云っています。「原子炉の安全保護施設の効力について、現在の科学的見地から相当と認められる程度の実験、実証を得て、周辺住民に被害を及ぼすことはない、との結論を得た段階で原子炉の設置を許す」と。ところが、一方でこう云っておきながら、ほかでは、全くそれを否定したことをやっているのです。またこういった考え方も、四日市の公害訴訟判決とくらべますと、非常に程度が低い。四日市の判決ではこう云っております。「少くとも人間の生命、身体に危険のあることを知り得る汚染物質の排泄について、国、企業は、経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して、防護施設を講ずべきであり、そのような措置を怠れば、過失の責を負わなければならない」と。

もしも、四日市公害訴訟で云っているこの基準をこの事件に持ってきますと、伊方の1号炉も2号炉も、そしていま、せんとしている3号炉についての四電の企みも、すべて飛んでしまうのです。

司法というのは、行政とか立法による侵害から国民を守ることを窮極の目的とする、と私は教えられました。現在、それから未来の人間についても、人命、健康をどういふ風を守るか。これについて、裁判所は厳しい目で本事件の審理を進めてもらいたいと思います。(以下次号につづく)

地域探訪

全住民が3号炉反対

皆さん御承知の如く、四国電力では、第3の原発基地を伊方に計画しようと、愛媛県そして伊方町に申入をしてきたのは去る5月7日である。それにより伊方町住民はどう対応しようとしているのかを詳しく調査するため、わが反対運動代表は連日伊方町内全部の意識調査活動すること1ヶ月余。そして今も尚其後の四電の在り方と住民の動向を看視している。

私達は、1日に数部落街頭宣伝を行なうと同時に、各住民の意見を聞いて廻る。結果如何。各部落民は、1号炉建設計画時とは全く百八十度の心の変わり方で驚く。どこへ行っても、今日まで原発推進をしている住民さえ、3号炉計画は絶対駄目、四国電力の3号炉計画を町が認めるなら、伊方町長始め町議会人は全員退陣せよ、と云っている。それが、原発推進で名をあげた前町長の出身部落からの発言である。現町長の出身地区民も反対意見活発で、3号炉計画に同意する町民は皆無だと思われる。

何故伊方原発3号炉計画は駄目なのか。理由(一)原子力発電は安全でない。(二)伊方原発は2号炉までが限度と安全協定で明記されている。(三)万一安全であれば愛媛の伊方町にはばかり建設する必要なし。

伊方住民を四電が如何に安易に取扱いしようとしても、今日では迷がないことを、我々はこの目で見、足で確認できた探訪である。

今伊方町は、四電申入れに対し回答をしていないのである。「さあこれからどうなる」主権在民である。住民無視は絶対あり得ない。

地区内外の各団体代表も日々活発な運動を展開、伊方町に対し3号炉計画反対表明をしていることも、益々心強い昨今である。

伊方原発反対八西連絡協議会

広野房一

赤字の解消と、“追撃戦”

お願い

に備える資金作りのために、

カンパ、会費・紙代の前納、準備書面の宣伝・販売、「訴訟＝ニュース」読者の拡大など、会員ならびに読者の皆さんの御支援、御協力をお願い致します。(事務局)

会計報告 (,80. 5/14～6/13)

収入

会費	63,000
ニュース購読料	139,700
準備書面売上金	33,000
カンパ	33,600
コピー代金	20,000
計	289,300

支出

ニュース印刷代	10,000
郵送料	7,440
振替手数料	1,425
会場費	15,220
資料費	7,000
事務用品費	600
第7回公判援助費	359,250
交通費	140,000
行動費	135,000
宿泊費	84,250
コピー料金	69,600
計	470,535

差引

-181,235

借入金合計

450,359